

(予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

<令和6年8月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	公益社団法人 地域医療振興協会
代表者名	理事長 吉新通康
所在地・連絡先	(住所) 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館15階 (電話) 03-5212-9152 (FAX) 03-5211-0515

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

施設の名称	公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花
所在地・連絡先	(住所) 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀177 (電話) 0480-36-2760 (FAX) 0480-36-2761
事業所番号	1150580035
施設長の氏名	石井 英利
定員	50人

(2) 事業所の職員体制

従業者の 職種	人数 (人)	区分				常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	従業者の総括管理、指導を行う
医師	1		1			1	日常的な医学的対応を行う
看護職員	1			2		1	医師の指示に基き医療行為を行う
介護職員	8	4		4		8	施設サービス計画に基づく介護を行う
支援相談員	1	1				1	利用者や家族からの相談対応を行う
理学療法士	1	1				1	リハビリテーションの実施に際し指導を行う
作業療法士	3	3				3	リハビリテーションの実施に際し指導を行う
言語聴覚士	1		1		1	0.5	リハビリテーションの実施に際し指導を行う
管理栄養士	1		1			1	利用者の栄養管理・栄養指導を行う

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～17：00） 常勤で勤務(施設兼務)

医師	正規の勤務時間帯（９：００～１７：００） 常勤で勤務(施設兼務)
看護職員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
介護職員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
支援相談員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
理学療法士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
作業療法士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
言語聴覚士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
管理栄養士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務(施設兼務)

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	〔宮代町〕 全域 ※上記以外の地域は相談して下さい。
---------	-------------------------------

(5) 営業日

営業日	月曜日～土曜日 ８：３０～１７：３０
営業しない日	日曜日・祝祭日・年末年始（１２月２９日～１月３日）

3 サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
食事	昼食１２：００～１３：００ 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。（食事サービスの利用は任意です。）
入浴	機械を用いての入浴も行っております。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
レクリエーション等	当施設では色々の娯楽設備を整えております。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

相談及び支援	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。（送迎サービスの利用は任意です。）

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得がある方は2割）が利用者の負担額となります。介護サービスを利用した時の負担割合は、負担割合証に記載されている負担割合のとおりお支払頂きます。

○介護保険サービス料金表（6級地 上段：1割 中段：2割 下段：3割 1単位：10.33円）

費目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険サービス費 (通常規模)	1時間以上	382円	412円	444円	474円	508円
	2時間未満	763円	823円	887円	947円	1,015円
	2時間以上	1,144円	1,234円	1,330円	1,420円	1,522円
	3時間未満	396円	454円	515円	574円	633円
	3時間以上	792円	907円	1,029円	1,147円	1,265円
	4時間未満	1,187円	1,361円	1,544円	1,720円	1,897円
	4時間以上	502円	584円	665円	768円	870円
	5時間未満	1,004円	1,168円	1,329円	1,535円	1,740円
	5時間以上	1,506円	1,751円	1,993円	2,303円	2,610円
	6時間未満	572円	664円	754円	872円	989円
	6時間以上	1,143円	1,327円	1,508円	1,744円	1,977円
	7時間未満	1,714円	1,990円	2,262円	2,616円	2,966円
	7時間以上	643円	763円	881円	1,020円	1,157円
	8時間未満	1,285円	1,525円	1,761円	2,039円	2,314円
	8時間以上	1,928円	2,287円	2,641円	3,059円	3,471円
	9時間未満	739円	878円	1,014円	1,175円	1,333円
	9時間以上	1,477円	1,756円	2,027円	2,349円	2,665円
	10時間未満	2,216円	2,634円	3,040円	3,524円	3,998円
	10時間以上	788円	933円	1,081円	1,255円	1,425円
	11時間未満	1,575円	1,866円	2,161円	2,510円	2,849円
	11時間以上	2,362円	2,799円	3,242円	3,765円	4,274円

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

○加算（6級地 上段：1割 中段：2割 下段：3割 1単位：10.33円）

費目	金額	加算単位	内容の説明
リハビリテーション提供体制加算 (3-4h)	13円 25円 37円	1日あたり	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に加算されます。

リハビリテーション提供体制加算 (4-5h)	17円 33円 50円	1日あたり	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に加算されます。
リハビリテーション提供体制加算 (5-6h)	21円 42円 62円	1日あたり	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に加算されます。
リハビリテーション提供体制加算 (6-7h)	25円 50円 75円	1日あたり	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に加算されます。
リハビリテーション提供体制加算 (7-8h)	29円 58円 87円	1日あたり	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に加算されます。
入浴介助加算 I	42円 83円 124円	1日あたり	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に加算されます。
入浴介助加算 II	62円 124円 186円	1日あたり	入浴介助加算 I の要件に加えて、医師等が利用者宅に訪問し浴室における利用者の動作や浴室環境を評価し、更に理学療法士等が医師との連携の下で個別の入浴計画を作成して利用者の居宅に近い環境等で、入浴介助した場合に加算されます。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	114円 228円 341円	1日あたり	医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対し、退院日又は認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	248円 496円 744円	1日あたり (退院、退所または通所開始日から起算して3ヵ月以内)	認知症であると医師が判断した利用者の生活機能の改善を目的に、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、個別のリハビリテーションを20分以上行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II	1,984円 3,967円 5,950円	1月につき (退院、退所または通所開始日から起算して3ヵ月以内)	認知症であると医師が判断した利用者の生活機能の改善を目的に、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、詳細な通所リハビリテーション計画を作成し、その計画に則りリハビリテーションを行うとともに居宅での評価・助言を行った場合に加算されます。

リハビリテーションマネジメント 加算イ	579円 1,157円 1,736円	同意日の属する月 から6月以内 (1月につき)	医師の詳細な指示のもと、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がケアマネを通じ、他の事業所と情報連携を行い、継続的にリハビリテーションの質を管理し、リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画を利用者等に説明し、同意を得た日から起算して加算されます。
	248円 496円 744円	同意日の属する月 から6月超 (1月につき)	
	613円 1,225円 1,838円	同意日の属する月 から6月以内 (1月につき)	
リハビリテーションマネジメント 加算ロ	282円 564円 846円	同意日の属する月 から6月超 (1月につき)	リハビリテーションマネジメント加算イの要件に加え、リハビリテーション計画の、国への提出&フィードバックを行った場合に加算されます。
	820円 1,639円 2,458円	同意日の属する月 から6月以内 (1月につき)	
	489円 978円 1,466円	同意日の属する月 から6月超 (1月につき)	
リハビリテーションマネジメント 加算ハ	820円 1,639円 2,458円	同意日の属する月 から6月以内 (1月につき)	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションマネジメント加算ロの要件を満たしていること。 ・事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。 ・利用者ごとに、言語聴覚士、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。 ・利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。 ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供している場合に、同意を得た日から起算して加算されます。
	489円 978円 1,466円	同意日の属する月 から6月超 (1月につき)	
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	279円 558円 837円	1月につき	医師の詳細な指示のもと、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がケアマネを通じ、他の事業所と情報連携を行い、継続的にリハビリテーションの質を管理し、リハビリテーション会議を開催し、医師が通所リハビリテーション計画を利用者等に説明し、同意を得た日から起算して加算されます。

生活行為向上 リハビリ テーション 実施加算	1,292円 2,583円 3,874円	利用開始の属する 月から6月以内 (1月につき)	<p>リハビリテーションマネジメント加算を算定している利用者のうち、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画に定めてリハビリテーションを提供し、利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算されます。</p> <p>尚、当該加算によるリハビリテーションを終了した後、リハビリテーションを継続した場合、当該翌月から6月以内の間、所定単位数を15/100減算します。</p>
口腔機能 向上加算(Ⅰ)	155円 310円 465円	原則3月以内 月2回まで (状態の改善が認められず、継続が必要と認められる場合は引き続き算定)	口腔機能が低下している利用者、またはその恐れのある利用者を対象に、利用者の口腔機能の向上を目的に、個別で口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清掃の指導や摂食・嚥下機能に関する訓練など適切な指導が実施・評価・記録がされている場合に加算されます。
口腔機能 向上加算(Ⅱ)イ	161円 321円 481円	原則3月以内 月2回まで (状態の改善が認められず、継続が必要と認められる場合は引き続き算定)	口腔機能向上加算Ⅰの取組に加え、口腔機能改善管理指導計画の、国への提出&フィードバックを行い、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱを算定している場合に加算されます。
口腔機能 向上加算(Ⅱ)ロ	166円 331円 496円	原則3月以内 月2回まで (状態の改善が認められず、継続が必要と認められる場合は引き続き算定)	口腔機能向上加算Ⅰの取組に加え、口腔機能改善管理指導計画の、国への提出&フィードバックを行った場合に加算されます。
栄養アセス メント加算	52円 104円 155円	1月につき	管理栄養士を1名配置し、利用者ごとに関係する多職種の方が共同してアセスメントを行い、利用者等にその結果を説明し必要に応じ対応し、更に栄養状態等の情報を国に提出した場合に加算されます。
栄養改善加算	207円 414円 620円	原則3月以内 月2回まで (状態の改善が認められず、継続が必要と認められる場合は引き続き算定)	<p>低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に加算されます。</p> <p>尚、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じて居宅に訪問することがあります。</p>

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	21円 42円 62円	6月に1回	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態および栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談助言を含む）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定されます。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円 11円 16円	6月に1回	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供している場合に算定できます。
科学的介護推進体制加算	42円 83円 124円	1月につき	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、国に提出した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	62円 124円 186円	1日あたり	若年性認知症の利用者を対象に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
重度療養管理加算	104円 207円 310円	1日あたり	次のいずれかに該当する状態の要介護3・4・5の利用者に対し、療養上必要な処置を行った場合に加算されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・常時頻回の喀痰吸引を行っている。 ・人工呼吸器を使用している。 ・中心静脈注射を実施している。 ・人工腎臓を実施し重篤な合併症を有する。 ・重篤な心機能障害等で常時モニター計測を実施している。 ・ストマーの処置を実施している。 ・経鼻医管や胃瘻等の経管栄養が行われている。 ・褥瘡に対する治療を実施している。 ・気管切開が行われている。
中重度者ケア体制加算	21円 42円 62円	1日あたり	要介護3・4・5の利用者を受け入れる体制を構築し、サービス提供を行った場合に加算されます。
事業所が送迎を行わない場合	-49円 -97円 -146円	片道	利用者に対して、自宅と指定通所リハビリテーション事業所との送迎を行わない場合は減算されます。
同一事業所減算	-98円 -195円 -292円	1日あたり	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行った場合に減算されます。

移行支援加算	13円 25円 37円	1日あたり	前年1月～12月の期間においてリハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等、社会参加への移行を実施した者の割合が100分の5以上、かつリハビリテーション利用の回転数が27%以上であり、リハビリテーション終了日から14日以降44日以内にリハビリテーション終了後の社会参加について実施状況を確認した場合に、翌年度1年間加算されます。
退院時共同指導加算	620円 1,240円 1,860円	1回につき	入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後にサービス提供した場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数が加算されます。
高齢者虐待防止措置未実施減算	▲1/100相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算	▲1/100相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合	3/100相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	23円 46円 69円	1日あたり	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%を超えており、かつ勤続10年以上の介護福祉士が25%以上占める場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	86/1000に相当する金額		経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。職場環境の更なる改善、見える化を行っていること。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備されていること。職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修の実施等が行われている場合に、1000分の86に相当する単位数を加算します。

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

○予防給付サービス料金表（6級地 上段：1割 中段：2割 下段：3割 1単位：10.33円）

費目	要支援1	要支援2
介護保険サービス費 (1月につき)	2,343円	4,368円
	4,686円	8,735円
	7,029円	13,103円

※ 実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

○加算（6級地 上段：1割 中段：2割 下段：3割 1単位：10.33円）

費目	金額	加算単位	内容の説明
一体的サービス提供加算	496円 992円 1,488円	1月につき	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施し、利用者がサービス提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けている場合に加算されます。
栄養アセスメント加算	52円 104円 155円	1月につき	管理栄養士を1名配置し、利用者ごとに関係する多職種の方が共同してアセスメントを行い、利用者等はその結果を説明し必要に応じ対応し、更に栄養状態等の情報を国に提出した場合に加算されます。
栄養改善加算	207円 414円 620円	原則3月以内 月2回まで (状態の改善が認められず、継続が必要と認められる場合は、引き続き算定)	低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に加算されます。 尚、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅に訪問することがあります。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	21円 42円 62円	6月に1回	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態および栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談助言を含む）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定されます。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円 11円 16円	6月に1回	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供している場合に算定できます。
口腔機能向上加算Ⅰ	155円 310円 465円	原則3月以内 月2回まで (状態の改善が認められず、継続が必要と認められる場合は引き続き算定)	口腔機能が低下している利用者、またはその恐れのある利用者を対象に、利用者の口腔機能の向上を目的に、個別で口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清掃の指導や摂食・嚥下機能に関する訓練など適切な指導が実施・評価・記録がされている場合に加算されます。
口腔機能向上加算Ⅱ	166円 331円 496円	原則3月以内 月2回まで (状態の改善が認められず、継続が必要と認められる場合は引き続き算定)	口腔機能向上加算Ⅰの取組に加え、口腔機能改善管理指導計画の、国への提出&フィードバックを行った場合に加算されます。

若年性認知症利用者受入加算	248円 496円 744円	1月につき	若年性認知症の利用者を対象に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	581円 1,161円 1,742円	利用開始の属する月から6月以内 (1月につき)	リハビリテーションマネジメント加算を算定している利用者のうち、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画に定めてリハビリテーションを提供し、利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算されます。 尚、当該加算によるリハビリテーションを終了した後にリハビリテーションを継続した場合、当該翌月から6月以内の間、所定単位数を15/100減算します。
利用開始から12月超(要支援1)	-124円 -248円 -372円	1月につき	利用開始月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行い、要件を満たさない場合に減算されます。
利用開始から12月超(要支援2)	-248円 -496円 -744円	1月につき	利用開始月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行い、要件を満たさない場合に減算されます。
科学的介護推進体制加算	42円 83円 124円	1月につき	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、国に提出した場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算I(要支援1)	91円 182円 273円	1月につき	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%を超えており、かつ勤続10年以上の介護福祉士が25%以上占める場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算I(要支援2)	182円 364円 546円	1月につき	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%を超えており、かつ勤続10年以上の介護福祉士が25%以上占める場合に加算されます。
同一事業所減算(要支援1)	-389円 -777円 -1,166円	1月につき	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行った場合に減算されます。
同一事業所減算(要支援2)	-777円 -1,554円 -2,331円	1月につき	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行った場合に減算されます。
高齢者虐待防止措置未実施減算	▲1/100相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算	▲1/100相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。

介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	86/1000 に相当する金額	経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。職場環境の更なる改善、見える化を行っていること。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備されていること。職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修の実施等が行われている場合に、1000分の86に相当する単位数を加算します。
------------------	--------------------	---

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

種類	内容	利用料
行事費	行事に参加した場合の費用で、参加されるか否かは任意です。	実費をご負担頂きます。
日常生活品費	おしぼり・ティッシュ等の共用物品	実費をご負担頂きます。
教養娯楽費	レクリエーション活動費	実費をご負担頂きます。
食費	食事の提供に要する費用	昼食：560円 おやつ：160円 (1日 720円)

○ おむつ代

おむつを使用された方は、おむつ代の実費が必要となります。

○ 事業の実施地域外の送迎費

2- (4) の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は送迎費の実費が必要となります。

○ その他の費用

通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

○ キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日17時30分までに連絡があった場合	無料
利用日の前日17時30分までに連絡がなかった場合	サービス提供準備の負担金額

(3) 利用料等のお支払方法

毎月15日までに「3 サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花通所リハビリテーションは、要支援及び要介護認定をお受けになられた方に対し、ご利用者の有する能力に応じ、住み慣れたご自宅において自立した日常生活を営むことが出来るようご支援をさせていただくことを目的としております。

当施設では、1日6時間程度通所していただき、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援、リハビリテーションを行ないます。

(2) 運営方針

当施設は在宅復帰を目標とし「生活リハビリテーション」を重点的に行います。

(3) その他

事項	内容
通所リハビリテーション計画の作成及び事後評価	医師等の従業者が、ご利用者の直面している課題等を評価し、ご利用者の希望を踏まえて、通所リハビリテーション計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を診療記録に記載してご利用者に説明のうえ交付します。
従業員研修	年2回以上、職員の研修を行っています。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者 野原 真珠 ご利用時間 9：00～17：00 ご利用方法 電話（0480-36-2767） 面接（当施設1階相談室） ご意見箱（入り口に設置）
行政窓口	宮代町保険健康課 ご利用時間 8：30～17：00 電話（0480-34-1111） 埼玉県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口 ご利用時間 8：30～17：00 電話（048-824-2568）

6 事故発生時の対応について

(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置

を講じます。

- (2) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 および 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（ ）
	住所	
	電話番号	

8 協力医療機関等

医療機関	医療機関名 及び所在地	公設宮代福祉医療センター診療所六花 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀177
	電話番号	0480-36-2760
	診療科	内科、小児科、整形外科
	入院設備	19床

9 非常災害時の対策

非常時の対応	公設宮代福祉医療センター 消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練 及び防災設備	公設宮代福祉医療センター 消防計画にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4個所
	避難階段	2個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			

消防計画等	消防署への届出日：令和6年2月1日 防火管理者：秋山 耕治
-------	----------------------------------

10 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

11 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護長 池田 麻衣
-------------	-----------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

12 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用票の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動 政治活動	施設内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
個人情報の取扱い	施設内に掲示のとおり個人情報の取扱いを行います。 ご了承ください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、（予防）通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀 1 7 7
事業者（法人）名 公益社団法人地域医療振興協会
事業所名 公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花
（事業所番号） 1 1 5 0 5 8 0 0 3 5
代表者名 施設長 石井英利 印

説明者 職氏名 支援相談員 野原真珠 印

私は、重要事項説明書に基づいて、（予防）通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

また、個人情報保護法に基づく個人情報の取り扱いに同意します。

- 情報の開示が必要と認めた場合、第三者又は他機関にその情報を提供することに同意します。
- 写真を撮影し、新聞、SNS等へ掲示することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 印

身元引受人 住 所
及び家族の
代表 氏 名 印

個人情報の取扱いについて

平成17年4月から「個人情報保護法」が施行されるに従い、当施設では個人情報の取り扱いに規程を制定し、管理体制を強化致します。又、外部委託業者との間におきましても個人情報保護を契約条項で規定致します。

つきましては、介護保険サービスを安全・確実にご提供するために、同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（ともに厚生労働省発行）に従い、当施設ご利用の皆様方の個人情報の取り扱いについて以下の点をご了解くださいますようお願い致します。

個人情報の利用目的

利用者様の個人情報を利用する場合は、下記の利用目的にかなった利用を行います。

(利用者様への介護保険サービス提供に必要な利用を目的とするもの)

<公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花内での利用>

- 利用者様に適切な介護保険サービスを提供するために利用させていただきます。
- 介護保険事務や病棟管理・会計・経理にかかる業務および医療安全対策・サービス向上活動に利用させていただきます。
- 医療・介護・福祉・保健分野で、当施設内でのサービスを円滑に提供できるよう、各施設部門間で情報を共有致します。（当施設併設である公設宮代福祉医療センターを含みます。）
- 施設管理業務の委託等、当施設が業務を委託している業者に利用者様の個人情報を共有致します。

<他の事業者や本人以外への情報提供（第三者提供）>

- 介護保険サービスの提供を行う上で、他の病院・診療所・施設・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との円滑な連携の為に利用者様の個人情報を提供致します。
- 他の医療機関等から利用者様へ医療を提供する為に照会があった場合には回答致します。
- より適切な介護保険サービスの提供を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合に情報の収集あるいは提供に利用致します。
- 福祉事業者賠償責任などに係る、医療・福祉に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出に利用することがあります。
- 利用者様への介護保険サービスの提供に際して、ご家族などへの病状等の説明を行う場合に利用いたします。

(上記以外の利用目的)

<公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花内での利用に係る利用>

- 医療・介護・福祉・保健サービスや関連業務の維持・改善の為に基礎資料として利用させて頂く場合があります。
- 施設内で行われる学生実習・研修医教育等への協力や症例検討の際に利用させて頂く場合があります。

<他の事業者への情報提供を伴う利用>

- 施設内の管理運営業務の中で、外部監査機関等へ情報を提供する場合があります。

<学会や学術誌発表など研究に関して>

- 医療・福祉の進歩の為に匿名化した上で利用させて頂くことがあります。この際、事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、原則としてご本人の同意を得ます。

個人情報を本人の同意なく第三者に提供する場合

利用者様の個人情報を第三者に提供する場合には、上記の利用目的に則り行うことと致しますが、法の定めにより利用者様の同意を得ることなく、利用者様の個人情報を第三者に提供する場合があります。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- 公衆衛生の向上において必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

個人情報の適正管理

- 当施設は、利用者様の個人情報について正確かつ最新の情報に保ち、漏洩、紛失、改ざん又は不正なアクセスを防止することに努めます。
- 当施設では、利用者様に安心して情報を提供していただけるよう、職員に対し、個人情報保護法を周知徹底するとともに、継続的な教育を行っております。
- 当施設では警備・清掃・給食・設備保安・検査等の外注・中材等は業務を委託しております。委託業者とは個人情報保護に関する契約内容を締結し、施設内規定に従い十分な個人情報の保護水準にある事業者を選定しております。

個人情報の訂正および利用停止

利用者様には、ご自分の個人情報についてのコントロール権があります。正当な理由がある場合は、ご自分の個人情報の全部又は一部および利用について制限を加えることができる場合があります。ご希望がありましたら、事務受付にて手続きをして頂きます。ご希望は随時変更可能です。

個人情報に関する利用目的の公表

利用者様は、ご自分の個人情報がどのような目的で利用されているかを知ることができます。

個人情報の開示

利用者様は、ご自分の個人情報についての開示を請求することができます。

【個人情報の利用目的の公表・開示について】

以下に掲げる場合は公表・開示できない場合があります。

- 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利害を害するおそれがある場合
- 施設の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 他の法令に違反することとなる場合

必ず、ご本人であるかの確認をさせていただきますので、証明できるものをご持参して頂きます。

開示請求の手続き等につきましては事務受付で承りますのでお申し出下さい。別途料金はかかりません。

苦情の処理

当施設では、個人情報取扱いに関する疑問・苦情等に対応する為に窓口を設置しております。

窓口には個人情報保護に関する詳しい説明文書を用意しております。事務受付までお申し付け下さい。担当者が対応致します。

窓口利用時間：月曜日～金曜日（祝日除く） 9：00～17：00

当施設の取り決め

当施設では、●受付・会計・介護保険サービス提供等、利用者様のお呼び出しはお名前にてお呼び致します。

※利用者様の取り違い防止など業務を適切に実施する上での取り決めです。

- 入所中のベッドネームは現行通り掲げさせていただきます。

※利用者様の取り違い防止など業務を適切に実施する上での取り決めです。

- プライバシー保護の観点から、利用者様に対するお電話での問い合わせには原則としてお答え致しません。
- 利用者様のご面会等で事務受付に直接来訪された方には、利用申し込み時に利用者様から特に申し出がない限り、お部屋をお答えいたします。

以上につきまして、不明な点や異議がある場合においても、遠慮なく事務受付へお申し付け下さい。